

新旧対照表

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																																																				
<p>（占用料の額）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p>	<p>（占用料の額）</p> <p><b>第2条</b> 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次条及び別表備考第9号において同じ。）に相当する期間を同欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度の占用料の額」という。）の合計額（各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額）とする。</p>																																																																																				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">占用物件</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="5">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="5">所在地</th> </tr> <tr> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき</td> <td>1,900</td> <td>800</td> <td>570</td> <td>480</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種電柱</td> <td>1年</td> <td>2,900</td> <td>1,200</td> <td>870</td> <td>730</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>3,900</td> <td>1,700</td> <td>1,200</td> <td>990</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件		単位	占用料					所在地					第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき	1,900	800	570	480	430		第2種電柱	1年	2,900	1,200	870	730	670		第3種電柱		3,900	1,700	1,200	990	900	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">占用物件</th> <th rowspan="3">単位</th> <th colspan="5">占用料</th> </tr> <tr> <th colspan="5">所在地</th> </tr> <tr> <th>第1級地</th> <th>第2級地</th> <th>第3級地</th> <th>第4級地</th> <th>第5級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第32条第1項第1号に掲</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき</td> <td>1,700</td> <td>730</td> <td>510</td> <td>420</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種電柱</td> <td>1年</td> <td>2,600</td> <td>1,100</td> <td>790</td> <td>650</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3種電柱</td> <td></td> <td>3,500</td> <td>1,500</td> <td>1,100</td> <td>880</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件		単位	占用料					所在地					第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき	1,700	730	510	420	380		第2種電柱	1年	2,600	1,100	790	650	580		第3種電柱		3,500	1,500	1,100	880	780
占用物件				単位	占用料																																																																																
					所在地																																																																																
		第1級地	第2級地		第3級地	第4級地	第5級地																																																																														
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき	1,900	800	570	480	430																																																																														
	第2種電柱	1年	2,900	1,200	870	730	670																																																																														
	第3種電柱		3,900	1,700	1,200	990	900																																																																														
占用物件		単位	占用料																																																																																		
			所在地																																																																																		
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	第5級地																																																																														
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき	1,700	730	510	420	380																																																																														
	第2種電柱	1年	2,600	1,100	790	650	580																																																																														
	第3種電柱		3,500	1,500	1,100	880	780																																																																														

げる工作物	第1種電話柱		1,700	710	510	430	390
	第2種電話柱		2,700	1,100	810	680	620
	第3種電話柱		3,700	1,600	1,100	940	850
	その他の柱類		170	71	51	43	39
	共架電線その他	長さ1メートルにつき	17	7	5	4	4
	上空に設ける線類	1年					
	地下に設ける電線その他の線類		10	4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600	700	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	430	300	260	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400	600	420	360	330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	4,800	1,800	870	590
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,400	1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	71	30	21	18	16

げる工作物	第1種電話柱		1,500	650	460	380	340
	第2種電話柱		2,400	1,000	730	610	540
	第3種電話柱		3,400	1,400	1,000	830	740
	その他の柱類		150	65	46	38	34
	共架電線その他	長さ1メートルにつき	15	7	5	4	3
	上空に設ける線類	1年					
	地下に設ける電線その他の線類		9	4	3	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	640	450	370	330
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	920	390	270	230	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,100	1,300	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	550	380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,300	910	760	680	
法第32条第1項第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	64	27	19	16	14

2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	<u>100</u>	<u>43</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>23</u>	2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	<u>92</u>	<u>39</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>20</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>150</u>	<u>64</u>	<u>45</u>	<u>38</u>	<u>35</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>140</u>	<u>59</u>	<u>41</u>	<u>34</u>	<u>30</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200</u>	<u>86</u>	<u>61</u>	<u>51</u>	<u>47</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>180</u>	<u>78</u>	<u>55</u>	<u>45</u>	<u>41</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>300</u>	<u>130</u>	<u>91</u>	<u>77</u>	<u>70</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>280</u>	<u>120</u>	<u>82</u>	<u>68</u>	<u>61</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>400</u>	<u>170</u>	<u>120</u>	<u>100</u>	<u>93</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>370</u>	<u>160</u>	<u>110</u>	<u>91</u>	<u>81</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>710</u>	<u>300</u>	<u>210</u>	<u>180</u>	<u>160</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>640</u>	<u>270</u>	<u>190</u>	<u>160</u>	<u>140</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,000</u>	<u>430</u>	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>920</u>	<u>390</u>	<u>270</u>	<u>230</u>	<u>200</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>2,000</u>	<u>860</u>	<u>610</u>	<u>510</u>	<u>470</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,800</u>	<u>780</u>	<u>550</u>	<u>450</u>	<u>410</u>
	法第32条 自 法第2条 地	長さ1メー	<u>10</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>		法第32条 自 法第2条 地	長さ1メー	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

第1項第3号に掲げる施設	動 運 行 補 助 施 設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	下 に 設 け る も の	トルにつき 1年														
			その の 他 の も の															
			道路の構造 又は交通の 状況を表示 する標示柱 その他の柱 類	1本につき 1年	2,700	1,100	810	680	620									
			その他の もの	上空に 設ける もの の 地 下 に	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	1,700	710	510	430	390								
						1,000	430	300	260	230								
第1項第3号に掲げる施設	動 運 行 補 助 施 設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	下 に 設 け る も の	トルにつき 1年														
			その の 他 の も の															
			道路の構造 又は交通の 状況を表示 する表示柱 その他の柱 類	1本につき 1年	2,400	1,000	730	610	540									
			その他の もの	上空に 設ける もの の 地 下 に	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	1,500	650	460	380	340								
						920	390	270	230	200								

		設けるもの														
		その他のもの	3,400	1,400	1,000	850	780					3,100	1,300	910	760	680
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートル		3,400	1,400	1,000	850	780	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートル			3,100	1,300	910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額				Aに0.005を乗じて得た額									
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額				Aに0.008を乗じて得た額									
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額				Aに0.01を乗じて得た額									
	上空に設ける通路		15,000	2,400	900	430	290		上空に設ける通路		13,000	2,100	930	480	330	
	地下に設ける通路		9,000	1,500	540	260	180		地下に設ける通路		7,600	1,300	560	290	200	
	その他のもの		3,400	1,400	1,000	850	780		その他のもの		3,100	1,300	910	760	680	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	300	48	18	9	6	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	250	43	19	10	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートル	3,000	480	180	87	59		その他のもの	占用面積1平方メートル	2,500	430	190	96	67	
		ルにつき1月														

政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	3,000	480	180	87	59	政令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500	430	190	96	67		
		を除く。）	その他表示面積1平方メートルにつき1年	30,000	4,800	1,800	870	590			を除く。）	その他表示面積1平方メートルにつき1年	25,000	4,300	1,900	960	670		
		標識		1本につき1年	2,700	1,100	810	680		620		標識		1本につき1年	2,400	1,000	730	610	540
		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	300	48	18	9		6		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250	43	19	10	7
			その他	1本につき1月	3,000	480	180	87		59			その他	1本につき1月	2,500	430	190	96	67
		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	300	48	18	9		6		幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	250	43	19	10	7
			その他	その面積1平方メートル	3,000	480	180	87		59			その他	その面積1平方メートル	2,500	430	190	96	67

			ルにつき 1 月							ルにつき 1 月									
	アーチ	車道	を	1基につき	30,000	4,800	1,800	870	590	アーチ	車道	を	1基につき	25,000	4,300	1,900	960	670	
		横断	す	るもの							横断	す	るもの						
		その他	のもの		15,000	2,400	900	430	290		その他	のもの		13,000	2,100	930	480	330	
政令第7条第2号に掲げる	工作物	占用面積	1平方メートル		3,400	1,400	1,000	850	780	政令第7条第2号に掲げる	工作物	占用面積	1平方メートル		3,100	1,300	910	760	680
政令第7条第3号に掲げる	施設	ルにつき 1 年	Aに0.031を乗じて得た額						Aに0.033を乗じて得た額										
政令第7条第4号に掲げる	工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料	占用面積	1平方メートル		3,000	480	180	87	59	政令第7条第4号に掲げる	工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料	占用面積	1平方メートル		2,500	430	190	96	67
政令第7条第6号に掲げる	仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	ルにつき 1 月			340	140	100	85	78	政令第7条第6号に掲げる	仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	ルにつき 1 月			310	130	91	76	68
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の 路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	占用面積	1平方メートル	ルにつき 1 年	Aに0.08を乗じて得た額	Aに0.09を乗じて得た額	Aに0.12を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額	Aに0.17を乗じて得た額	政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の 路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	占用面積	1平方メートル	ルにつき 1 年	Aに0.11を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額	Aに0.16を乗じて得た額	Aに0.19を乗じて得た額	Aに0.23を乗じて得た額
					Aに0.017を乗じて得た額					Aに0.023を乗じて得た額									
					Aに0.004を乗じて得た額					Aに0.005を乗じて得た額									
			階 数 が 1 の																

		もの階数が2のもの							もの階数が2のもの							もの階数が3以上のもの					
		Aに0.006を乗じて得た額							Aに0.007を乗じて得た額							Aに0.008を乗じて得た額					
		Aに0.025を乗じて得た額							Aに0.01を乗じて得た額							Aに0.033を乗じて得た額					
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額						その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額							Aに0.033を乗じて得た額					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額		その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額



応急仮設	もの	た額	た額	た額	た額	た額	応急仮設	もの	た額	た額	た額	た額	た額
建築物	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額					建築物	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額				
	の							の					
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額						その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額					政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額				
備考						備考							
1 (略)						1 金額の単位は円とする。							
2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。						2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。							
(1) 第1級地 那覇市、宜野湾市、浦添市及び北谷町の区域をいう。						(1) 第1級地 那覇市、宜野湾市、浦添市及び北谷町の区域をいう。							
(2) 第2級地 沖縄市、豊見城市、読谷村、嘉手納町、北中城村、 <u>中城村</u> 、西原町、与那原町及び南風原町の区域をいう。						(2) 第2級地 沖縄市、豊見城市、読谷村、嘉手納町、北中城村_____、西原町、与那原町及び南風原町の区域をいう。							
(3) 第3級地 <u>名護市</u> 、糸満市、うるま市、南城市、金武町_____及び八重瀬町の区域をいう。						(3) 第3級地 糸満市_____、うるま市、南城市、金武町、 <u>中城村</u> 及び八重瀬町の区域をいう。							
(4) 第4級地 石垣市_____、宮古島市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村及び座間味村の区域をいう。						(4) 第4級地 石垣市、 <u>名護市</u> 、宮古島市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村及び座間味村の区域をいう。							
(5) 第5級地 国頭村、大宜味村、東村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の区域をいう。						(5) 第5級地 国頭村、大宜味村、東村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の区域をいう。							
3～9 (略)						3～6 (略)							
						7 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。							
						8・9 (略)							

## 新旧対照表（附則第4項関係）

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p><b>附 則</b> （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、<u>沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第 号）</u>による改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。</p> <p>(1) 平成27年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成28年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額</p>	<p><b>附 則</b> （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、<u>沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）</u>による改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。</p> <p>(1) 平成27年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成28年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額</p>

## 新旧対照表（附則第5項関係）

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第56号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、<u>沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和5年沖縄県条例第 号）による改正後の別表</u>の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。</p> <p>(1) 令和3年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和4年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けて占用している物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件（沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第70号）附則第3項の規定の適用を受ける既存占用物件を除く。）について、<u>改正後の別表</u> <u>                        </u>の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。</p> <p>(1) 令和3年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額</p> <p>(2) 令和4年度以降の年度 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額</p>